

2016年3月18日

国立大学法人福岡教育大学

理事・副学長（企画・教育研究・附属学校担当）

櫻井 孝俊 殿

福岡教育大学教職員組合

執行委員長 鈴木 浩文



学長職への就任辞退の要求

本組合が救済申し立てを行っておりました「福岡教育大学不当労働行為救済申立事件」について、2月9日付けで福岡県労働委員会より法人に対して「命令書」が交付されましたが、法人執行部は「不当労働行為」を真摯に反省するどころか、中央労働委員会に再審査の申し立てを行うことで、社会に対して本学が教職員の人権を軽視する経営を続ける姿勢を明確にしました。

ご存じのように、新聞報道、インターネット等によって、本学の「不当労働行為」事件は、日本全国津々浦々、さらには海外の協定校にまでとどろいており、本学の評価は日々下がり続けています。こういった状況下で、貴職が学長職に就任し、さらには寺尾氏を副学長に任命することになれば、組織ぐるみで労働者の抑圧を正当化する大学であることを大々的に宣伝するに等しく、教育現場はもとより、社会全体から激しい非難が寄せられることは必至です。

福岡教育大学は九州における教員養成の拠点であります、周知のように、とりわけ福岡県内の学校現場に、毎年多くの卒業生を送り出しています。そのような本学の位置づけを考慮すれば、福岡県内の有識者によって組織された権威ある委員会が、本学執行部を断罪したことは、本学の将来にとって極めて憂慮すべき事態です。貴職が、法人の「不当労働行為」に、理事として直接関与したことは広く社会の知るところです。社会常識からすれば、貴職は、学長職への適格性を欠くものであると判断せざるを得ません。貴職が、学長職に就任し、その上、首謀者であった寺尾学長を副学長に据えるという人事を強行することは、本学が、労働者に対する人権侵害行為を今後も堂々と行う姿勢を社会に示すものと、本組合は、受け取らざるを得ません。

今回の「不当労働行為」事件のみならず、昨今、教育機関としての本学のあり方に対する社会の目は、貴職もご存じのように、甚だ厳しいものがあります。貴職におかれましては、これ以上、福岡教育大学の名誉が損なわれることのないよう、潔くすみやかに就任を辞退するよう要求します。